

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	常滑市 固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

常滑市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

固定資産税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に個人情報の取り扱いについて規定している。

評価実施機関名

常滑市長

公表日

令和7年1月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	・地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち固定資産税及び都市計画税の賦課徴収を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①固定資産(土地、家屋、償却資産)の評価 ②固定資産税及び都市計画税の賦課決定 ③固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者の特定 ④名寄帳の作成、各種証明書の発行 ⑤固定資産課税台帳の作成 ⑥納税管理人の決定、変更、廃止 ⑦納税通知書、納付書の発送 ⑧徴収簿の作成 ⑨督促状(催告書)の発送 ⑩不能欠損対象の把握、決定 ⑪その他固定資産税の賦課及び徴収に関すること
③システムの名称	固定資産税システム、HOUSAS、Excel
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 固定資産税賦課情報ファイル 2. 固定資産税土地情報ファイル 3. 固定資産税家屋情報ファイル 4. 固定資産税償却資産情報ファイル 5. 滞納整理支援システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表(主務省令第2条の表における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)が「地方税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」の項(48の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 (所在地)〒479-8610 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5 (電話番号)0569-47-6101(直通) (ファックス番号)0569-35-4329(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部税務課 (所在地)〒479-8610 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5 (電話番号・ファックス番号)0569-47-6105(直通)・0569-35-6944(直通)
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。

9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務における生体認証の導入及び業務の権限を細分化して管理することで、利用者を特定するとともに、目的外使用にならないようシステム上で制御している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月15日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16項	番号法第9条第1項 別表第一の16 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
平成28年10月15日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 第27項 番号 法第19条第7項 別表第二 第28項	番号法第19条第7項 別表第二の27・28 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
平成28年10月15日	I 5②所属長	税務課長 水野 真弓	税務課長 中野 旬三	事後	
平成30年10月11日	I 5②所属長	税務課長 中野 旬三	税務課長 小嶋 正義	事後	
令和1年5月17日	I 1③システムの名称	固定資産税システム、C-BAS、Excel	固定資産税システム、HOUSAS、Excel	事後	
令和1年5月17日	I 5②所属長	税務課長 小嶋 正義	税務課長		
令和1年5月17日	IVリスク対策		様式変更による追記		
令和4年10月1日	I 7請求先	総務部総務課 住所:常滑市新開町四丁目1番 地	総務部総務課 (所在地)〒479-8610 愛知県 常滑市飛香台3丁目3番地の5	事後	
令和4年10月1日	I 8連絡先	総務部税務課 住所:常滑市新開町四丁目1番 地	総務部税務課 (所在地)〒479-8610 愛知県 常滑市飛香台3丁目3番地の5	事後	
令和4年10月1日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の27・28 行政手続における特定の個人を識別するため	番号法第19条第8号 別表第二の27・28 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
令和4年11月16日	II 2、3 いつ時点の計数か	2014/11/26	2022/11/16	事後	
令和6年11月13日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第16条	番号法第9条第1項 別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和6年11月13日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27・28 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第20 条、第21条	番号法第19条第8号(特定個人情報提供の 制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(特定個人番号利用事務)が「地方税 の賦課徴収に関する事務であって第50条で定 めるもの」の項(48の項)	事後	
令和6年11月13日	II 1. いつ時点の計数か	平成4年10月1日時点	令和6年11月1日時点		
令和6年11月13日	II 2. いつ時点の計数か	平成4年10月1日時点	令和6年11月1日時点		
令和6年11月13日	IV6. 情報提供ネットワー クシステムとの接続	[]接続しない(提供)	[○]接続しない(提供)	事後	
令和6年11月13日	IV8.人手を介在させる作業		十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登 録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マ イナンバー登録や副本登録の際には、本人か らのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照 会を行う際には4情報又は住所を含む3情報に よる照会を行うことを厳守している。		新設
令和6年11月13日	IV11.最も優先度が高いと考え られる対策		[3] 十分である マイナンバー利用事務における生体認証の導 入及び業務の権限を細分化して管理すること で、利用者を特定するとともに、目的外使用に ならないようシステム上で制御している。		新設